

熊本県公報

第13275号
令和5年(2023年)
10月20日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○環境放射能水準調査モニタリングポスト一式の競争入札参加資格等	(管理調達課) 1
○一体型梱包包装機一式の競争入札参加資格等	(〃) 2
○令和5年度(2023年度)予算の要領	(財政課) 2
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 16
○換地計画の決定	(農地整備課) 16
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅課) 17
○環境放射能水準調査モニタリングポスト一式の一般競争入札の実施	(管理調達課) 17
○一体型梱包包装機一式の一般競争入札の実施	(〃) 21
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 25
登 載 依 頼	
○有明海自動車航送船組合議会令和5年第2回定例会の招集告示	(有明海自動車航送船組合) 25
○令和5年度(2023年度)第8回熊本県いじめ防止対策審議会の開催	(いじめ防止対策審議会) 25

告 示

熊本県告示第768号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
環境放射能水準調査モニタリングポスト 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和5年(2023年)10月27日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第769号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
 令和5年(2023年)10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 一体型梱包包装機 一式
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和5年(2023年)10月27日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第770号

令和5年度(2023年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和5年9月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。
 令和5年(2023年)10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,248,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ948,685,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	3,884,796	50,000	3,934,796
	1 負担金	3,251,354	50,000	3,301,354
2	国庫支出金	188,218,308	14,577,118	202,795,426
	1 国庫負担金	42,940,202	5,005,835	47,946,037
	2 国庫補助金	143,524,580	9,571,283	153,095,863
3	繰入金	59,948,754	51,000	59,999,754
	1 基金繰入金	59,722,771	51,000	59,773,771
4	繰越金	410,412	3,599,020	4,009,432
	1 繰越金	410,412	3,599,020	4,009,432
5	諸収入	69,421,618	531,668	69,953,286
	1 雑収入	8,847,636	531,668	9,379,304
6	県債	80,365,000	6,440,000	86,805,000
	1 県債	80,365,000	6,440,000	86,805,000
歳入合計		923,436,884	25,248,806	948,685,690

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,636,807	22,737	1,659,544
	1 議 会 費	1,636,807	22,737	1,659,544
2 総 務 費		49,724,605	1,812,597	51,537,202
	1 総務管理費	19,411,794	772,885	20,184,679
	2 企 画 費	12,699,031	281,987	12,981,018
	3 市 町 村 振 興 費	5,987,889	700,000	6,687,889
	4 選 挙 費	1,776,051	276	1,776,327
	5 防 災 費	1,994,426	57,449	2,051,875
3 民 生 費		109,264,396	69,202	109,333,598
	1 社会福祉費	60,765,550	23,711	60,789,261
	2 児童福祉費	42,780,927	45,491	42,826,418
4 衛 生 費		123,369,360	2,983,184	126,352,544
	1 公衆衛生費	108,304,961	2,937,308	111,242,269
	2 環境衛生費	12,207,276	13,233	12,220,509

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 医 薬 費	1,257,676	32,643	1,290,319
5 勞 働 費		3,929,222	33,273	3,962,495
	1 職 業 訓 練 費	3,280,329	33,273	3,313,602
6 農 水 産 業 林 費		65,563,301	1,296,294	66,859,595
	1 農 業 費	18,588,643	796,475	19,385,118
	2 畜 産 業 費	2,471,735	51,544	2,523,279
	3 農 地 費	22,253,695	165,329	22,419,024
	4 林 業 費	16,317,040	245,183	16,562,223
	5 水 産 業 費	5,932,188	37,763	5,969,951
7 商 工 費		70,321,190	4,716,176	75,037,366
	1 商 業 費	59,358,481	401,255	59,759,736
	2 工 鉱 業 費	7,887,623	4,314,421	12,202,044
	3 観 光 費	3,075,086	500	3,075,586
8 土 木 費		92,617,643	3,877,887	96,495,530
	1 土 木 管 理 費	2,855,905	10,475	2,866,380

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 河川海岸費	32,469,567	3,332,412	35,801,979
	3 都市計画費	8,009,600	535,000	8,544,600
9 教育費		142,242,905	462,096	142,705,001
	1 教育総務費	29,877,847	183,410	30,061,257
	2 高等学校費	33,338,197	35,739	33,373,936
	3 大学費	1,408,177	10,369	1,418,546
	4 社会教育費	2,802,389	70,964	2,873,353
	5 保健体育費	2,305,789	161,614	2,467,403
10 災害復旧費		17,838,460	9,973,974	27,812,434
	1 農林水産業 災害復旧費	7,142,325	1,707,204	8,849,529
	2 商工災害 復旧費	152,761	55,045	207,806
	3 土木災害 復旧費	9,551,485	8,211,725	17,763,210
11 諸支出金		104,401,150	1,386	104,402,536
	1 繰出金	18,198,636	1,386	18,200,022
歳 出 合 計		923,436,884	25,248,806	948,685,690

第2表 繰越明許費		
款	項	金額
1 衛生費		千円 30,000
	1 環境衛生費	30,000
2 農林水産業費		7,545,400
	1 農地費	3,510,000
	2 林業費	4,035,400
3 土木費		13,196,680
	1 道路橋りょう費	7,084,680
	2 港湾費	1,665,500
	3 都市計画費	4,446,500
4 災害復旧費		760,000
	1 農林水産業 災害復旧費	760,000
合 計		21,532,080

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 漁業取締船「あそ」法定検査関係業務	令和6年度	千円 155,780
2 益城中央被災市街地仮設店舗賃借	令和6年度 ～令和9年度	76,000
	年次別内訳	
	令和6年度	19,000
	令和7年度	19,000
	令和8年度	19,000
	令和9年度	19,000
3 県営農地等災害復旧事業	令和6年度 ～令和7年度	2,200,000
	年次別内訳	
	令和6年度	1,200,000
	令和7年度	1,000,000

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 共和地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和6年度 ～令和7年度	千円 492,000	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	千円 1,184,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	340,000 152,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	490,000 694,000
2 平原地区農村地域防災減災事業 長 洲 町	令和6年度	100,000	(補正前に同じ)	令和6年度	160,000
3 地域道路改築事業 (国道445号新神屋数橋) 五 木 村	令和6年度 ～令和7年度	450,000	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	490,000
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	350,000 100,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	190,000 300,000
4 警察関係業務	令和6年度	156,150	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和8年度	316,524
				年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	209,608 53,458 53,458
5 県有施設等管理業務	令和6年度 ～令和7年度	2,930	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和9年度	7,722
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	2,180 750		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	3,378 1,948 1,198 1,198
6 情報処理関連業務	令和6年度 ～令和10年度	536,395	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	669,139
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	314,998 81,833 48,529 48,317 42,718		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	447,742 81,833 48,529 48,317 42,718

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療施設整備事業費	千円 1,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
林地崩壊防止事業	12,000	会社、その他 (借入方法)	利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
耕地現年単県費 災害復旧事業費	33,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率の見直 しを行った 後において	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
観光施設現年単県費 災害復旧事業費	55,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	は、当該見 直し後の利 率)	
計	101,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地防災国庫補助事業費	千円 339,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 408,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	2,000	方公共団体金 融機構、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	23,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	329,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	2,950,000			
技術短期大学校整備事業費	171,000	証書借入又	る資金に	等	185,000			
単県治山事業費	51,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	177,000			
単県道路整備事業費	4,517,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	5,978,000			(補正前に同じ)
単県河川整備事業費	8,634,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	9,804,000			
単県砂防整備事業費	1,353,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	1,836,000			
単県砂防整備事業費	1,353,000	(その他) 工事その他	においては、 当該見直	は借換えをす ることができ	1,836,000			
単県土地区画整理事業費	1,041,000	の都合により、	し後の利	る。	1,388,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	32,000	一部又は全部 を翌年度以降	率)		59,000			
		に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。						
計	16,469,000				22,808,000			

令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		890,000
	1 港 湾 費	890,000
合	計	890,000

令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 流域下水道事業収益	3,192,717千円	178,416千円	3,371,133千円
第1項 営業収益	1,559,615千円	178,416千円	1,738,031千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	3,355,196千円	134,900千円	3,490,096千円
第1項 営業費用	3,278,585千円	134,900千円	3,413,485千円

令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	226,197千円	1,386千円	227,583千円
第1項 一般会計負担金	226,197千円	1,386千円	227,583千円
	支 出		
第1款 資本的支出	401,176千円	1,386千円	402,562千円
第1項 建設改良費	38,348千円	1,386千円	39,734千円

令和5年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,770,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 925,207,395千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手数料		8,796,871	29,059	8,825,930
	1 手 数 料	2,424,228	29,059	2,453,287
2 国庫支出金		188,218,308	469,382	188,687,690
	1 国庫負担金	42,940,202	422,320	43,362,522
	2 国庫補助金	143,524,580	47,062	143,571,642
3 繰 越 金		410,412	1,272,070	1,682,482
	1 繰 越 金	410,412	1,272,070	1,682,482
歳 入 合 計		923,436,884	1,770,511	925,207,395

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		49,724,605	780,000	50,504,605
	1 徴 税 費	7,083,447	780,000	7,863,447
2 農 水 産 業 林 費		65,563,301	990,511	66,553,812
	1 農 業 費	18,588,643	5,984	18,594,627
	2 畜 産 業 費	2,471,735	836,068	3,307,803
	3 水 産 業 費	5,932,188	148,459	6,080,647
歳 出 合 計		923,436,884	1,770,511	925,207,395

公 告

熊本県公告第648号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 令和5年（2023年）10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡嘉島町大字上島字北屋敷1608番2
 499.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 上益城郡嘉島町大字上島1605番地1
 石坂 チズ子

熊本県公告第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営第二腹赤地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年（2023年）10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 令和5年（2023年）10月23日から
 令和5年（2023年）11月20日まで
- 2 縦覧の場所 長洲町役場

3 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第650号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
株式会社湯の郷
玉名市天水町小天9278番地1
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
玉名市岩崎1134番地1ハイム岩崎1-203号

熊本県公告第651号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
環境放射能水準調査モニタリングポスト 一式
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
 - (4) 納入期限
令和6年（2024年）3月22日（金）
 - (5) 納入場所
熊本県宇土市栗崎町1240-1ほか
熊本県保健環境科学研究所ほか5箇所
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれか該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札の入札はできない。
ア 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費、据付費等納入に要する一切の費用を含む）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査を受ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するに際して登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアに提出する。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するに際して登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアに提出する。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するに際して登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアに提出する。

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てを受けている者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てを受けている者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中ではないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を環境生活部環境局環境保全課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証（4(2)により取得すること）（環境生活部環境局環境保全課の審査を受ける期間）（以下「入札関係書」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」に上掲の事項を記入し、提出する。なお、環境生活部環境局環境保全課の審査を受ける期間は公告の日から令和5年（2023年）11月7日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
 公告の日から令和5年（2023年）11月16日（木）午後5時まで

(4) 提出先
 1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）11月16日（木）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）11月30日（木）まで行う。

(3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年（

2023年)11月29日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和5年(2023年)11月30日(木)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)11月29日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付中とする。当該送付においては、封筒は二重封筒で調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送による入札書提出した職員のこれらに者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係しない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。及び書面により入札書をななお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換えの変更及び取消しをすることができない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において記名を欠く入札

エ オ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

カ キ 明らかに連合による入札と認められる入札

ク 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は

ケ 2人以上の代理をした者の入札

コ 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札

ク ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ク サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その

の他指名の取消事由に該当した者の入札

シ シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない

者 I C カードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出は4(3)イ(ア)の電子入札システムによる入札期間内とする。

1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定す

- る。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を用いる条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を用いる条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
ア 契約保証金を納付する場合
契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小証切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
(ア) 納付期限 5(3)の申出期限
(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
b 添付書類
イ(ア)に該当する場合にあつては、履行保証保険証券
イ(イ)に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）
c 提出期限 5(3)の申出期限
d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システム利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を用いる条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:

- (2) Monitoring post for environmental radioactivity level survey
Delivery period:
March 22nd, 2024
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Institute of Public-Health and Environmental Science, and other 5 Places.
1240-1 Kurizaki-machi, Uto city, Kumamoto Prefecture, 869-0425, Japan, and other 5 Places.
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 30th, 2023 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau, Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 29th, 2023
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第652号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
一体型梱包包装機 一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和6年(2024年)3月29日(金)
- (5) 納入場所
熊本県合志市栄3801
熊本県農業研究センター 畜産研究所
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費、据付費等納入に要する一切の費用を含む。)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)11月30日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)11月29日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和5年(2023年)11月30日(木)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)11月29日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、裏封筒に「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとす。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換えが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。また、落札者が無効の入札を行ったこと

ア 本競争入札に、参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は

ク 2人以上の代理をした者の入札

ケ 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札

コ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

ク 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その

シ 他指名の取消事由に該当した者の入札

ス 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない

セ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない

者ICカードを使用して行った入札

その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出は4(3)イ(ア)の電子入札システムによる入札期間内とする。

1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効と認めることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を用いる条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を用いる条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金
ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が事実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期日以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システム利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Multi compactor
A reliable compactor for customers with a limited need of capacity, baling maize silage, chopped grasses, forage mixes and more.
- (2) Delivery period:
March 29th, 2024
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Agricultural Research Center
Livestock Research Institute
3801 Sakae, Koushi City, Kumamoto Prefecture
861-1113, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 30th, 2023 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau,
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 29th, 2023
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第653号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小池ノ上2384番1及び同2388番1
2, 503.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
山鹿市鍋田178番地1
株式会社L i b W o r k

登載依頼

有明海自動車航送船組合告示第3号

有明海自動車航送船組合議会令和5年第2回定例会を令和5年10月27日午後1時熊本県玉名市に招集する。

令和5年（2023年）10月20日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗 林 堅 一 郎

熊本県いじめ防止対策審議会公告第8号

令和5年度（2023年度）第8回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和5年（2023年）10月20日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八 ッ 塚 一 郎

- 1 開催日時
令和5年（2023年）10月26日（木）
午後5時から午後7時まで
- 2 開催場所

熊本市中央区水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館グレースシア 6階 スカイルーム

3 議題

- (1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
- (2) 審議

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。

6 その他

今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。

7 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
(電話096-333-2720)